

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から60年3月まで

昭和53年ごろに、2年ぐらいさかのぼって父が国民年金への加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。その後は、当時集落に結成されていた納税組合の集金担当者に一家の分をまとめて納付していた。国民年金保険料の納付は、強制義務化されていたので、完納しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の徴収事蹟のオンライン記録から、昭和61年3月に、未納とされていた59年1月から60年3月までの期間の納付誓約書が、申立人に送付されていたことが確認できること、及び申立人の父が加入時に2年ぐらいさかのぼって支払ったと供述していることから、誓約した59年1月から60年3月までは申立人が国民年金保険料を納付したと認めることが自然である。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を完納しており、その母も昭和48年1月に任意加入してから65歳に達する日の前月まで付加保険料を含めて完納していることから、納付意識の高い一家であったことがうかがえる。

しかし、昭和51年2月から58年12月までについては、当時、申立人の居住する集落に納税組合が結成されていたことは確認できるものの、申立人の唯一所持する年金手帳の払出しの時期が、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和61年3月であると確認できることから、この期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、保険料納付済みの期間と推認することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間、51年4月から同年8月までの期間及び56年5月から57年1月までの期間の国民年金保険料（昭和56年12月から57年1月までの期間については、付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和51年4月から同年8月まで
③ 昭和56年5月から57年1月まで

役所からの勧めがあり、両親が私の国民年金の加入手続をし、市の集金人と思われる女性に、定期的に国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、自営業を営む両親と同居し家業を手伝っており、保険料を納付していた母親も、「私たち夫婦の保険料と一緒に納付していた。」と言っているのので、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和43年5月に国民年金に加入以来、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、婚姻等による氏名変更、住所変更及び種別変更をその都度適切に行っていること、また、申立人の両親は、国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、未納期間は無いことから、納付意識の高い家族であったことがうかがえる上、申立期間は、3か月、5か月及び9か月とそれぞれ短期間である。

2 申立人は、申立期間①及び②においては、自営業を営む両親と同居し、家業を手伝っていたとしており、その両親の国民年金の納付記録は、申立期間を含めすべて納付済みであることから、申立人のみ保険料が納付されなかったとは考え難い。

また、申立期間②の直前の昭和51年1月から同年3月までの期間は、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、還付する理由が無いにもかかわらず還付記録がある上、A市の国民年金被保険者名簿では、当初、当該期間は還付と記録されていたものが、57年10月15日には、昭和50年度の国民年金保険料は完納とされているなど、行政の事務処理の不整合が散

見される。

- 3 申立期間③において、申立人は、一時独居していたが、その際の住所変更を適切に行っており、実家へ戻った2か月後の昭和56年12月28日に付加保険料の手続きをしていることからみて、申立期間に係る国民年金保険料及び付加年金の手続きを行った56年12月分からの付加保険料は納付されていたものとするのが自然である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（申立期間のうち、昭和56年12月から57年1月までの期間については、付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月

申立期間の国民年金保険料は、A県B町か、C県D市か、E県F市のいずれかで払ったはずである。国民年金の保険料を納付することは、国民の義務だと思っていたので、毎月必ず納付してきた。たとえ、忘れたとしても、翌月に気付くはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった直後に自ら国民年金への加入手続を行って以来、未加入期間は無く、前月分の国民年金保険料の納付を確認しながら毎月必ず納付していたと供述しているとおおり、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて期限内に納付しており、納付意識の高かったことがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間において納付すべき国民年金保険料の金額とおおむね一致している上、申立期間は1か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時、平成6年2月9日にB町からD市へ、同年3月9日にD市からF市へと、極めて短期間に二度転居し、転居後直ちに国民年金への転入手続を行っている一方、行政機関側が申立人の住所変更に伴う記録の移管事務を適切に行わなかった可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から40年3月まで
② 昭和40年7月
③ 昭和57年10月から58年3月まで

申立期間①及び②については、当時、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を父親が行ってくれたと思う。また、申立期間③については、妻が夫婦二人分の保険料を毎月自宅に来ていた集金人を通じて納めていたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を父親が行ってくれたと申し立てており、申立人自身は直接関与していない上に、申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる詳細な事情等は不明である。

また、i)申立人の改製原附票において、本籍地であるA県B郡C村(現在は、B市)の欄が線で抹消され、「昭和37年9月1日職権消除」と記載されていること、ii)社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は二つ払い出されていることが確認できるが、昭和36年1月にD社会保険事務所において払い出された手帳記号番号に係る特殊台帳には、「不在確認日昭和39年12月23日」と記載されていることから、申立人は少なくとも39年12月23日以降はC村に居住しておらず、かつ転居先も不明であったことから、同村においても転居先市町村においても国民年金被保険者としての取扱いがされておらず、申立期間①及び②の保険料の納付はできなかったものと推認できる。

さらに、申立人がE県F郡G町に転居した後に払い出された国民年金手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の任

意加入者の資格取得日から、その加入手続は昭和45年12月ごろと推認できるが、この手帳記号番号によっては、申立期間①及び②の保険料は特例納付によるほかは時効により納付することができない上、特例納付された形跡もうかがわれない。

- 2 申立期間③について、申立人は、昭和40年8月に結婚した後は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てており、申立人自身は保険料の納付には直接関与していないが、申立人の妻の申立期間③に係る国民年金保険料は納付済みとなっている上に、妻が自宅に毎月集金に来ていた集金人に保険料を納付しハガキ大の用紙に印を押してもらっていたとの申立内容は当時の状況と符合している。

また、オンライン記録により納付方法が確認できる申立人の昭和45年10月から61年3月まで（申立期間を除く）の保険料及び申立人の妻の昭和57年度の保険料はすべて現年度納付されており、集金人に納付していたとの申立内容と符合している。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和45年10月以降、60歳に到達する平成9年12月までの保険料を申立期間③の6か月を除きすべて納付しており、申立人の妻も、昭和45年9月に資格を取得して以降、60歳に到達する平成7年6月までの保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 15 日から 44 年 1 月 1 日まで

私は、結婚のため、申立事業所を退職し、A市へ転居した。

社会保険庁の記録で脱退手当金が支給されたとされる昭和 45 年 6 月当時は、A市のB所に勤務して地方公務員共済組合に加入していたので、脱退手当金を受け取るはずはなく、受け取った記憶も無いので、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 45 年 6 月 10 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立事業所を退職直後の昭和 44 年*月の婚姻に伴い、遠隔地であるA市に転居するとともに改姓しており、45 年に申立人が脱退手当金を請求したのであれば、改姓後の氏名で請求したと考えられるが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書の氏名は旧姓のままであり、不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の平成 13 年 2 月の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 14 年 11 月 27 日まで

私は、平成 7 年 2 月から 14 年 11 月までの間、A 社から B 社及び C 社に派遣され、仕事に従事していた。

この間、A 社に正社員として雇用されていたが、実際の給与額と標準報酬月額とにかなりの差(10 万円程度)があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成 13 年 2 月については、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成8年6月及び10年9月から14年11月までの期間(平成13年2月を除く。)については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致しており、事業主は、申立期間に係る申立人の給与において、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、給与支払明細書が確認できる期間(平成8年6月、10年9月から14年11月までの期間)については、申立人から提出された給与支払明細書の総支給額と事業主から社会保険事務所に届出された標準報酬月額が相違していることが確認でき、この理由について、申立事業所は、厚生年金保険料の負担を軽減するため、全従業員について実際の給与支給額よりも低い額の報酬月額を届け出ることが常態となっていたとしている。

なお、「実際の報酬月額に基づく標準報酬月額」が「実際に控除された保険料に基づく標準報酬月額」を上回ったとしても、厚生年金保険法第75条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る保険給付は行わないとしていることから、当該期間(平成13年2月を除く。)については、標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

また、申立期間のうち、平成7年2月から8年5月までの期間、及び同年7月から10年8月までの期間については、申立人は給与支払明細書を保有しておらず、申立事業所も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保有していないとしていることから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、上記のとおり、事業主は実際の給与支給額よりも低い額の報酬月額を届け出ることが常態となっていたとしていることから、これらの期間についても、「実際の報酬月額に基づく標準報酬月額」に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、平成7年2月から13年1月までの期間及び同年3月から14年11月までの8年8月の期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合B支部における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月27日から同年5月1日まで

社会保険庁の記録では、A組合B支部で昭和44年4月27日に資格喪失し、A組合C本部で昭和44年5月1日に資格取得となっているが、昭和36年8月1日から退職時(平成4年)まで空白期間はなく、厚生年金保険料は事業主により控除されていたし、厚生年金保険に継続して加入していることから、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人がA組合に継続して勤務していたことが認められ、また、D組合(後継組合)も、「申立期間のように空白が生じることはあり得ない。」と回答している。

さらに、申立期間前後にA組合B支部からA組合C本部に移籍した者(6人)は、すべて1日付け資格喪失、同日付け資格取得となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A組合B支部に係る昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人は、申立期間のうち、47年12月から48年6月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年6月まで

昭和48年の結婚後に、親から「結婚したのだから、国民年金は自分で払うように。」と言われたので、20歳になった時から結婚の直前まで、厚生年金保険の加入期間や自分で国民年金に加入し納付していた期間も含めて、親が重複して国民年金保険料を納付してくれていたと思う。何度か役所などに問い合わせにも行ったが、分からないままである。親が納付してくれていたはずであるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと供述しているが、申立人は申立期間のうち、昭和47年11月まで親の居住するA県B市から住民票をC地へ移しており、親が申立人の加入手続及び保険料の納付を行うことは考え難い。また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市で48年1月ごろに払い出されたと推認され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の大半は未加入期間であり保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、その親が、申立人が20歳になった昭和44年4月に国民年金の加入手続をし、結婚した48年6月までその保険料を納付してくれていたことを、結婚後に初めて聞いたとしているが、その時に親から国民年金手帳を受取った記憶は無く、同年、申立人が、B市役所で国民年金の加入手続をした時に交付された手帳しか記憶に無いと供述している。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の親は、国民年金制度開始時から保険料を納付しており、納付意識が高かったことはいかが

えるものの、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続や保険料納付をしたとする申立人の親も、病气療養中のため、事情聴取をすることができず、申立期間当時の詳細な状況が不明である。

その上、社会保険庁の保管する国民年金被保険者台帳には不自然な箇所はなく、申立期間において、重複納付された形跡や還付決定された記録も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人は、申立期間のうち、47年12月から48年6月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年5月まで

亡くなった母から「将来困らないように20歳になったので国民年金を掛けているよ。」と言われた。保険料は、店舗兼自宅に、婦人会の役員の方が集金に来て母が納めていたと思う。最初持っていた国民年金手帳の中は、升目になっていてスタンプが押してあった。また、横長の領収書を自分で貼^はり付けていた。2冊目の国民年金手帳を送ってきたので最初の国民年金手帳は要らないと思って捨ててしまった。20歳から国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母から「20歳になったので国民年金を掛けているよ。」と言われた時期の記憶が明確でない。また、申立人の保険料を婦人会に納付していたとする母は既に亡くなっている上、申立人が名前を覚えているとする当時の婦人会のメンバー4人についても、転居先不明や死亡により、申立期間当時、申立人の自宅兼店舗に保険料を徴収に来たとする者からの供述を得ることはできないため、当時の状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和42年7月ごろと推認され、申立期間のうち、40年1月から42年3月までは、過年度の保険料となるため、現年度分しか集金できない婦人会を通じて納付はできない。

加えて、市の国民年金被保険者名簿の保険料納付状況欄には、申立期間は滞納月として処理されている上、払出しの時点で申立期間の一部（昭和40年1月から同年3月まで）は、時効により制度上納付できない期間であり、市の被保険者名簿には斜線が引かれ、社会保険庁の国民年金被保険者台帳には「時効

消滅」の記載がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 644 (事案 186 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 41 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 41 年 7 月まで

私の母は昭和 37 年 3 月に自身の国民年金加入手続を行い、同じ年に私が 20 歳に到達したことから私の国民年金加入手続を行い、A 町（現在は、B 市）役場で私の国民年金保険料を納付してくれていた。母は 41 年 1 月末に私の国民年金保険料を 6 か月分納付し、同年 2 月に私が結婚した時に私に国民年金手帳を渡し、同年 8 月からは自分で納付するように言った。

昭和 41 年 8 月 23 日に C 町（現在は、B 市）に転居し、国民年金手帳を持参して結婚に伴う名字の変更の手続を行ったが、その時に国民年金手帳を返してくれなかった。保険料納付を証明する証拠は無いが納付したのは確かなので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金被保険者の資格取得届の提出日が昭和 41 年 8 月 23 日と考えられ、申立期間は国民年金の未加入期間となることのほか、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母の国民年金加入時期も申立人が記憶する時期と一致しない上、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は保険料納付に直接関与していなかったため、納付状況の詳細が不明であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は今回の再申立てに当たり、保険料納付を示す資料として新たに平成 14 年 12 月 10 日付け及び 15 年 11 月 10 日付けの「国民年金保険料の納付窓口開設のご案内」並びに「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を提出したが、両資料とも申立期間の保険料納付をうかがわせる記載は見当たらず、そ

のほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年10月まで

私は、昭和49年12月に会社を退職した後、1か月以内に市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を郵便局か銀行で納付していた。また、国民年金手帳は加入手続時には受け取っておらず、54年11月ごろに送付されてきた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間は未加入期間とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から昭和54年11月ごろと推認でき、被保険者資格取得日は54年11月12日とされていることから、申立期間当時に納付書が発行されていたとは考え難く、郵便局や銀行で国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間において住所を移転しておらず、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名の別読検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続時には年金手帳を受け取らず、昭和54年11月ごろに送付されてきたとしているが、加入手続から5年程経過した後に年金手帳が交付されたとは考え難く、申立内容は不自然である。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料に係る納付時期や納付金額は覚えていないとしている上、申立人が所持している年金手帳には、昭和54年11月12日付けで市役所出張所において54年11月分及び同年12月分の国民年金保険料を受領したことを示す領収証書が貼付ちようふされていることから、申立人は同日

に加入手続及び2か月分の国民年金保険料の納付を行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年9月まで

父や姉から将来の不安が無いよう国民年金に加入することを強く勧められ、A市E区B出張所(当時のA市B支所)で加入した覚えがある。当時、私はアルバイト中であり、収入も少なかったため毎月の国民年金保険料の支払が難しかったことを覚えているが、貯金などを使いながら毎月払ったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の住所は、i) 社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和52年9月21日にC区役所(D県)で払い出されており、その時点で51年4月にさかのぼって資格を取得したとみられること、ii) 同払出簿には、56年4月24日にC区からA市E区に転出したとする記載があること並びにiii) 申立期間の直前及び直後に厚生年金保険の加入記録がある事業所の所在地はD県であることから、D県にあったとみられ、住所地でないA市では国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の住所欄の記載も、昭和54年9月12日にC区からA市E区に転入したとする記録(住所地の記載状況からみて、A市が政令市となった年以降にさかのぼって変更されたとみられる。)となっている上、A市E区が保管している50年から52年までの国民年金手帳交付簿(区が独自に作成した国民年金手帳記号番号別の被保険者名簿)においても、申立人の名前は確認できなかったとしていることなどから、A市で別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、A市E区B出張所に納付書で毎月納めていたとしているところ、納付書は国民年金手帳記号番号の払出日以降に発行されるため、昭和51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付となり、市町村（A市E区B出張所等）では納付はできない上、昭和52年度の保険料についてはC区の納付書が交付されているとみられるが、A市では、他の市町村が発行した納付書では収納できないとしている。

加えて、A市E区は、申立期間に係る国民年金被保険者名簿を一部保管しているが、申立人の名前では該当者はいないとしている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和48年3月までは、A社で働いていたが、48年4月からA社を退職して大学院の院生となった。48年4月に女性（B市から）が自宅に来て、「今回退職だから国民年金に入った方がいい。」などと妻に話があった。その後、妻は6回ぐらい（毎月）国民年金保険料を支払ったが、その女性は、私が2年後に再就職することを知り、「免除制度もあるのでその制度を利用しましょう。」と言って以来、自宅に集金に来なくなった。

このような経過等に疑問がある上、6回ぐらい保険料を支払ったのに未加入となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号（昭和48年2月20日にB市に払い出し。）は、申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できるが、申立人の欄には、「取下」と記入されており、申立人については、一度、国民年金への加入手続を行ったが、何らかの理由で加入を取り止めたものと推認でき、これ以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間については、申立人の妻（強制加入対象者）は免除となっていることから、世帯主の申立人も強制加入対象者であれば免除の対象者となるが、制度上、当時の学生は任意加入対象者であったため、免除申請を行うことはできず、一度行った加入も取り下げとなっており、未加入となっていることに不自然さは無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続等に関与しておらず、申立人の妻も加入手続について具体的な記憶が無い。

加えて、申立人の妻は申立期間において6回ぐらい（毎月）国民年金保険料を集金人に支払ったと主張しているところ、当時、B市では国民年金非常勤嘱託員（専任徴収員）が保険料の徴収を行っていたことは確認できるが、徴収していたのは現年度分に係る未納保険料であり、申立人と同様に集金人に納付していたとする申立人の妻も申立期間は納付を免除されていたことから、嘱託員による徴収が行われていたとは考え難い上、申立人宅を担当していた嘱託員を特定することができず、納付について供述を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していた事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から60年10月まで

満20歳になった時には、A市内の大学に在学していたが、母親が実家のあるB町役場で国民年金の任意加入手続を行い、親が私名義の銀行口座から振替で国民年金保険料を納付していた。その納付記録が、B町にもA市にも無いことについて、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続等に関与していない上、加入手続を行ったとする申立人の母親は、申立人を国民年金に加入させるために申立人の住所地をA市からB町へいったん異動させ、国民年金加入手続を行ったとしているところ、戸籍の附票の記録によると、申立人の19歳の誕生日前の昭和56年7月にB町に住所を異動し、同年9月にA市に住所を戻しており、供述どおりの住所地変更が行われている事跡はあるが、20歳の時点ではA市に住所があるため、B町では国民年金に加入することができない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の20歳前後の期間（昭和57年3月から58年2月まで）において、B町で申立人の記号番号が払い出された記録は無く、かつ、B町にも申立期間における申立人の国民年金被保険者名簿は無い。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿では、昭和60年11月に資格取得（任意加入）となっており、A市でも申立期間に係る加入記録は無い。

加えて、申立期間における国民年金保険料は、口座振替により納付したとしているところ、口座の取引履歴については、保存年限を経過しているため確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月から 41 年 9 月まで

私は、昭和 33 年 6 月から 41 年 9 月まで A 社に勤務していた。

昭和 35 年 1 月に作成した定款に同社設立の発起人として登録されているのに、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

会社を辞めた時、失業保険を受給した記憶もあるので、会社組織になった昭和 35 年 2 月から 41 年 9 月までの期間の記録について、早急に調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立ての事業所の定款(昭和 35 年 1 月 1 日作成)に、申立人が発起人の一人として記載されていること、また、当時の事業主の息子の申立人を記憶しているとの供述から、申立人が申立ての事業所と関係があったことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、定款に記載された発起人 7 人のうち事業主については厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立人を含む 6 人の発起人については加入記録は確認できず、商業登記簿謄本にも、他の 4 人の発起人は役員として登記されているが、申立人は登記されていない。

また、申立ての事業所の申立期間に係る被保険者名簿及び被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらず、申立人が同僚として記憶する二人も、厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立期間において、申立ての事業所で厚生年金保険の加入記録のあ

る7人の元従業員に聴取したが、申立人を記憶している者はおらず、事業主の息子も当時5歳であったことから、申立人の勤務実態等の詳細に係る具体的な供述は得られない。

加えて、申立ての事業所は平成8年に解散し、当時の事業主及びその妻も既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、このほかに、申立てに係る事実を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、意見陳述の際に、失業保険を受給したのは20歳ごろであったと供述しており、時期的な記憶の混同が推測されるとともに、申立ての事業所の新規適用時に厚生年金保険に加入している従業員の名前についても記憶が無いと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年から 52 年まで

私は、昭和 34 年から 52 年まで A 市に本社がある B 社に勤務し、左官工事を行っていた。同社に入社後、C 出張所で 2 年、D 地区で 1 年、本社で 1 年、E 出張所で 14 年間勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、申立期間を含む昭和 28 年 12 月 1 日から 60 年 10 月 31 日まで、社会保険庁に厚生年金保険適用事業所としての記録がある。また、申立人の申立事業所における在籍については、申立期間のうち 37 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 31 日までの雇用保険被保険者記録があることから、少なくとも当該期間において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 34 年に申立事業所に入社してから同社の E 出張所に勤務するまでの 4 年間程度は臨時雇用の身分であり、健康保険には加入していなかったとしていることから、申立人は申立期間のうち 34 年から 37 年ごろまでの期間は厚生年金保険を含む社会保険には加入していなかったとしても不自然ではない。

また、申立期間当時、申立事業所の E 出張所で会計事務を担当していた者は、申立人が同出張所で働いていたことは記憶にあるものの、申立人は社員ではなく、外注による現場の仕事を請け負っていた者であるとしている。

さらに、申立期間当時、申立事業所の取締役であった者は、当時下請の仕事をしていた者については、雇用保険には加入させても、社会保険には加入させない場合が多かったとしている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成4年4月1日からA事業所に勤務し、退職日を5年3月31日として退職願を会社に郵送で提出した。

しかし、社会保険庁の記録によると、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成5年3月31日とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の退職日は平成5年3月31日であると申し立てているが、申立事業所が保管する総括労働者名簿及び社員採用記録整理票並びに雇用保険被保険者離職票により、申立人は同年3月30日に退職したことが確認できる。また、申立事業所は、申立人の退職日は同年3月30日であり、翌3月31日を資格喪失日として社会保険事務所に届け出たとしている。

さらに、申立人は、申立事業所に退職日を平成5年3月31日とする退職願を同年3月29日ごろ郵送により提出した後は出社しておらず、退職願に対する事業所の返答を受け取っていない上に、申立事業所から派遣されて勤務していた駐車場にも同年3月31日まで勤務したかどうかは覚えていないとしている。

このほか、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から25年5月1日まで

私は、昭和19年10月1日から25年5月1日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、この期間について、26年12月18日に脱退手当金の支給を受けた記録になっている。支給額は当時としては大金であるため、受け取ったのであれば必ず覚えているはずであるが、私にはその記憶は無く、脱退手当金の支給を受けたとの記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度の創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 18 日から 41 年 6 月 29 日まで

私は、昭和 36 年 8 月 18 日から 41 年 6 月 29 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、この期間について、41 年 11 月 15 日に脱退手当金の支給を受けた記録になっている。しかし、脱退したとされる当時は経済的にも余裕があり、脱退手当金を受給した覚えは無い。当時、一緒に働いていた友人の話によると、私と同様に覚えの無い脱退手当金の受給記録があったため、訂正を申し出た結果、受給記録が訂正され厚生年金保険被保険者記録が復活した者がいる。

申立期間に係る脱退手当金を受給した覚えは無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 11 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立事業所で一緒に働いていた同僚の中に脱退手当金の受給記録が訂正され、被保険者記録が復活した者がいることを友人から聞いたとしているが、当該友人に確認したところ、申立人に話をした同僚は、脱退手当金の支給記録が訂正されたということではなく、脱退手当金を受給していないと供述しているとともに、オンライン記録上、当該同僚には脱退手当金の支給記録は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月10日から34年1月1日まで

私は、昭和28年9月からA協同組合に勤め、33年12月25日に結婚のため退職した。同年の暮れにはB市からC市に転居しており、資格喪失日が34年1月1日となっているのは社会保険庁の作り上げで、私はC市で生活しているのに誰が受け取りに行ったのか。

また、再就職をする予定だったので脱退届は出しておらず、社会保険事務所等にも相談に行ったが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月の前後おおむね6年以内に資格喪失した者のうち脱退手当金の支給要件を満たしている者23人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち17人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和34年8月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで

申立人がA社を家業として手伝っていた期間のうち、偶然に出てきた厚生年金保険資格喪失通知書により昭和43年8月から44年8月までの13か月が被保険者期間として認められた。

しかし、同通知書では資格喪失日が昭和44年9月29日から同年9月30日に書き直されている上、当時は社会保険事務所の担当者がA社の従業員などの必要な手続は済ませてくれており、同年10月1日に国民年金加入しているの、普通に考えると年金のプロの社会保険事務所の担当者ならこの通知書の退職日を同年9月30日、資格喪失日を同年10月1日に書き直させるのが正常である。まさに書類上の事故であることが明白であり、1か月の期間が認められないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、社会保険事務所の担当者に言われるがままに手続をしたことによる書類上の事故である。」と主張しているところ、申立人が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても資格喪失日が昭和44年9月29日から同年9月30日、退職日が同年9月30日から同年9月29日に訂正されているが、資格喪失日については9月中での訂正であることから、保険料の納付に影響を与えるものではなく、かつ、事業主が記名、押印しており、当時、事業主が直接訂正又は訂正を了承していたと考えるのが自然である。

また、当該確認通知書は、昭和44年10月3日提出、同年10月6日付けで社会保険事務所收受となっており、事務処理に不自然さは見受けられない上、受付が保険料の請求手続の締切期限（毎月5日）を過ぎていたため、同年9月

分の厚生年金保険料については、社会保険事務所が申立人分も含め請求し、いったん徴収したとみられるが、「この届書は10月分保険料で計算します」との記述印があることから、同年10月分の保険料（事業所全体）を計算する際に申立人の同年9月分の保険料を減額して請求したものとみられ、申立人の同年9月分の保険料は結果として納付されていないと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間を含めその後も継続して勤務していたことは、関係者の供述から推認できるものの、申立事業所では、当時の人事記録、賃金台帳などの資料が保管されておらず、現在の事業主等からも厚生年金保険料の控除等について具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和19年8月ごろから20年8月15日まで
②昭和21年4月ごろから22年4月ごろまで

申立期間①は、A市で徴用されていたB丸で食料や機雷を運んでいた。申立期間②は、C市で面接を受けD町で機雷掃海船に甲板員として乗船していた。いずれの期間も乗船していたのは事実であり、船員保険の期間として認められないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E館で閲覧に供されている資料に、申立てに係る船舶と同名のB丸が徴用されていたことが記載されており、運航概要もおおむね一致することから、申立人が申立てに係る船舶に乗船していたことは推認できる。

しかし、当該船舶は、総トン数28トンの漁船であり、船員保険が総トン数20トン以上30トン未満の政令で定める漁船の乗組員に適用されたのは昭和38年4月1日であることから、申立期間当時は船員保険の適用対象ではない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立てに係る船舶と同じ名称のB丸（申立てに係る船舶と同一船舶であるかは確認できない。）が船員保険の対象となったのは、昭和34年2月27日で、当該船舶の所有者であるF社が最初に船員保険の適用事業所となったのは29年4月22日となっている。

さらに、申立人は、船長から給与をもらっていたとしており、仮に、申立てに係る船舶が所属していたとする事業所が国の機関であったとしても、申立期間当時、国から給与を受ける船員は船員保険の適用対象ではない。

申立期間②について、申立てに係る事業所は国の機関であり、申立期間当時、国から給与を受ける船員は船員保険の適用対象ではない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立てに係る船舶に乗船して

いたとする同級生と同姓同名の者が3人いるが、生年月日等から同級生とみられる者は申立期間について加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 30 日から同年 9 月 30 日まで

私は、申立期間にA社のB丸に乗船していた。船員手帳に雇入れの公認もあるので、船員保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳には申立期間についての雇入れを証明する海運局の公認印が押されていることから、申立人が申立てに係る船舶に船員として乗船していたことは確認できるものの、船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、昭和 39 年 10 月以降、新規の資格取得者もない。

また、船員手帳に記載されている船長は、申立船舶に係る船員保険の加入記録が無い上、既に死亡しており、かつ、申立人は同僚の船員の氏名を記憶しておらず、聴取を行うことはできない。

さらに、現在の事業主は当時の関係書類を保管していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、申立事業所は昭和 46 年 9 月 1 日に全廃しており、当時の事業主も死亡しているため、聴取を行うことができない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。